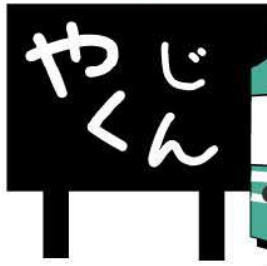




厄神まちづくり通信

No.3



2010年7月

発行：厄神地区まちづくり協議会

厄神地区の

正式に

田園まちづくり活動がはじまりました！



まちづくり協議会設立

厄神地区では、今年2月から「田園まちづくり」の勉強会を開催し、制度の概要や進め方の説明を受けたり、みなさんとまちを歩いて気づいたまちの課題や望ましい地区の将来像について話し合ったり、アンケート調査でご意見をお聞きしてきました。



「田園まちづくり」を進めるには、検討する場としてまちづくり協議会の設立が必要であることから、6月27日の総会で設立を承認いただき、「田園まちづくり計画」の作成に向けて正式に活動がスタートしました。



● 厄神の将来（概ね10年後）の姿を示すために、大まかな土地の利用の仕方を定めます。

● 特別指定区域に指定されると、市街化調整区域の厳しい建築制限が一部緩和されます。

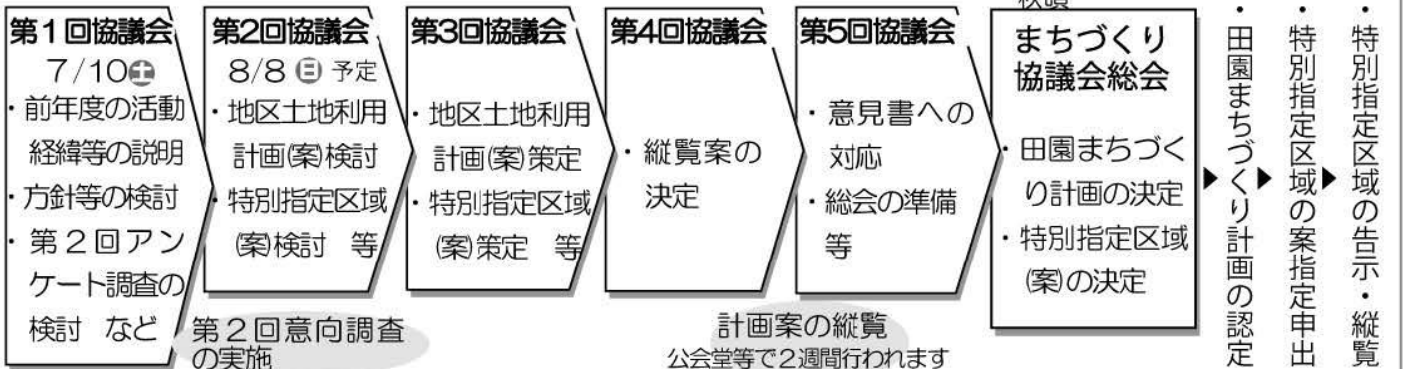


今年度の活動として

- ★**地区土地利用計画**や**特別指定区域**を検討し、案を作成します。そのため、個々の土地や建物の活用に関する意向調査（第2回アンケート）を実施しますので、ご協力をよろしくお願いします。
- ★案がまとまれば、**まちづくり協議会の総会で承認**いただき、市に提案し、市の手続き（開発審査会や都市計画審議会）に移ります。

<<今年度の大まかな活動スケジュール>>

協議会の活動



連絡先：厄神地区まちづくり協議会



厄神地区の田園まちづくり計画とは

私たちの住む厄神地区は、加古川市の都市計画で「市街化調整区域」（豊かな自然環境や農業などを守るために無秩序な市街化を抑制する区域）に指定されています。

そのため、日常生活に必要な施設や農家用住宅、農業用倉庫などを除き、原則として住宅の建築や宅地開発は制限されています。

厄神地区では、地域の活力を高めるため、「田園まちづくり制度」により、田園まちづくり計画を作成し、地域の取り組みに必要な建築物が許可されるよう、「特別指定区域」の指定をめざしています。



特別指定区域には 下記の10種類があります

主なものとして

①地縁者の住宅区域	小学校区内に通算して10年以上居住した人が新たに土地を取得して住宅を建てるができます。	①は集落区域等で指定しますが、②は個々の敷地単位で指定します。
②新規居住者の住宅区域	地縁者に限らずだれでも許可を取って住宅の建築が可能になります。	

その他

- ③地縁者の小規模事業所区域
- ④駐車場の区域
- ⑤既存事業所の拡張区域
- ⑥既存工場の用途変更区域
- ⑦営農活性化区域
- ⑧交流促進区域
- ⑨利便施設区域
- ⑩鉄道駅前区域



特別指定区域の ②新規居住者の住宅区域 を指定するため

土地や建物の活用に関する意向 をアンケートでおたずねします

厄神地区の将来を考えた「田園まちづくり計画」とするため、みなさんが現在お持ちの建物、宅地、農地を将来どのように活用しようとお考えなのかをお伺いするため、第2回の意向調査を行うことにいたしました。

ご記入いただける範囲で結構ですので、主旨をご理解の上、回答いただきますよう、ご

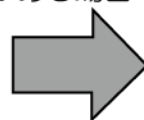
協力をお願いします。回答していただいた内容については、公表せず、一つの資料として活用させていただきます。個人のプライバシーは厳守し、目的外に使用することはありませんので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートでおたずねするのは

Q1

あなたの所有されている土地について、売ったり貸したりする意向はありますか？

売ったり貸したりする意向がある場合



Q2

「新規居住者の住宅区域」に指定する意向はありますか？

※「新規居住者の住宅区域」は、指定するための要件があるため、ご意向にそえない場合があります。細かな要件はアンケート調査票等をご参照ください。